明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○外交旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とアゼルバイジャン共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務二〇）　一
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産二一一～二一六）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二一七～二二四）　四
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業五）　五
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（同六）　六
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件（同七）　七
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件（同八）　八
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件（同九）　九
○信号符字を点附した件（国土交通一一五）　一〇
○信号符字を取り消した件（同一一六）　一〇
○船舶国籍証書を無効とした件（同一一七）　一〇
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同一一八～一二二）　一〇
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二三～二七）　一〇
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定取り消しをした件（関東地方整備局一六）　一〇
○道路に関する件（近畿地方整備局六～八）　一〇

〔国会事項〕

法務省　一〇

〔人事異動〕

法務省　一〇

〔皇室事項〕

東北地方整備局公示（東北地方整備局）　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（東北運輸局最低賃金公示一、中部同一、中国同一、四国同一）　一〇

国家試験

平成二十九年航空工場検査員国家試験合格者（経済産業省）　一〇

〔公告〕

諸事項

官庁
司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し、特定保険募集人の所在の確知等、隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一〇

会社その他

告示

○外務省告示第二十号

平成二十九年九月十四日にバクーで、外交旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する次の口上書の交換がアゼルバイジャン共和国政府との間に行われ、その後、平成二十九年十二月二十八日にアゼルバイジャン共和国政府から、国内手続が完了したことを確認する旨の通報があったところ、同口上書にいう措置は、同口上書の8にいうとおり、平成三十年一月二十七日から実施される。

平成三十年一月二十九日

外務大臣　河野　太郎

（在アゼルバイジャン共和国日本国大使館からアゼルバイジャン共和国外務省宛ての口上書）

（訳文）

No.158―17／NV

口上書

在アゼルバイジャン共和国日本国大使館は、アゼルバイジャン共和国外務省に敬意を表するとともに、日本国政府が、査証の要件の免除に関し、相互主義に基づき、次の措置をとる用意を有することを同省に通報する光栄を有する。

1　アゼルバイジャン共和国の国民であって、アゼルバイジャン共和国外務省が発給した有効な外交旅券を所持しアゼルバイジャン共和国政府の外交又は領事の任務の目的で日本国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該アゼルバイジャン共和国の国民の家族の構成員でその所帯に属するアゼルバイジャン共和国の国民は、その滞在期間のいかんを問わず、外交査証を取得することなく日本国に入国することができる。

2　アゼルバイジャン共和国外務省が発給した有効な外交旅券を所持するアゼルバイジャン共和国の国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望するものは、査証を取得することなく日本国に入国することができる。

3　2の査証の要件の免除は、就職し、永住し、又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもって日本国に入国することを希望するアゼルバイジャン共和国の国民には適用されない。